

高知県情報通信環境整備支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県情報通信環境整備支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的及び交付対象事業)

第2条 県は、農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図る中で、地域の活性化及びスマート農業の実装に活用することができる情報通信環境を整備する取組を支援するため、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領（令和3年4月1日付け2農振第3729号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する「計画策定事業」に要する経費に対して予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金事業の実施区域)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）の実施区域は次に掲げる区域とする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（農業振興地域の指定が行われていない市町村にあっては、同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に定められた農業振興地域として指定することを相当とする地域）及びこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域
- (2) 農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）で定める農業集落が連続した領域であって、社会的、歴史的又は地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常の生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域内の区域
- (3) 都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲の農道又は集落道

(交付対象経費、交付率等)

第4条 前条に規定する交付金事業の交付対象経費、交付率、事業実施主体等は、別

表に定めるとおりとする。

(交付金の交付の申請)

第5条 交付金事業を行う者（以下「交付事業者」という。）は、交付金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書1部を知事に提出しなければならない。

2 交付事業者は、前項の規定により交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に関する消費税仕入控除税額等（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付金の交付の申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 交付事業者が第1項の交付金交付申請書を提出するときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨を証する納税証明書及び誓約書兼同意書別記第1号様式（別紙4）を添付しなければならない。

4 前項の県税納税証明書は、県税の納税義務がない場合は、県税納税証明書に代えて、その旨の申立書別記第1号様式（別紙5）を添付しなければならない。

(交付金事業の着手)

第6条 交付事業者は、交付金事業を着手する場合は、次条の規定による交付金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により交付金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、交付事業者は、別記第2号様式による交付金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第7条 知事は、第5条第1項の交付金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、交付金を交付すべきと認めるときは、交付金の交付を決定し、交付事業者に通知するものとする。ただし、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(交付の条件)

第8条 交付金の交付の目的を達成するため、交付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金事業の執行に際しては、交付等要綱第14及び第32並びに県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができること。
- (3) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 取得財産等については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定める処分制限期間に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 交付金事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者又は契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 交付金は、交付金事業以外の用途に使用してはならないこと。
- (9) 交付事業者について、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (10) 間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。

(交付金事業の変更)

第9条 交付事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による交付金変更承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。
- (2) 交付金額の増額をしようとするとき。
- (3) 交付対象経費の30パーセント以上の増減をしようとするとき。
- (4) 事業実施主体又は事業実施期間の変更をしようとするとき。
- (5) 交付金事業の追加又は中止あるいは廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の交付金変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、又は、必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該交付事業者に通知するものとする。

(交付金事業遂行状況報告書)

第10条 交付金の交付の決定に係る年度の第2四半期及び第3四半期の末日において、別記第4号様式により事業遂行状況報告書1部を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(概算払)

第11条 交付事業者は交付金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、交付金事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 交付事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 交付事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1

項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

また、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない又はない場合も、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、別記第7号様式により知事に報告しなければならない。

(繰越承認申請)

第13条 交付事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第8号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該交付事業者に対して通知するものとする。

3 交付事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(交付金の返還等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 交付金事業を中止又は廃止しようとするとき。

(2) 交付事業者が、交付金事業の実施に当たって法令若しくは本要綱の規定又はそれらに基づく処分若しくは指示に違反したとき。

(3) 交付事業者が、交付金を本交付事業以外の用途に使用したとき。

(4) 交付事業者が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適當な行為をしたとき。

(5) 交付事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

(6) 交付事業者(間接補助事業者を含む。)が第6条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。

- (7) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に当たって法令に違反したとき。
- (8) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用したとき。
- (9) 交付の決定後に生じた事情により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第4号までのいずれかの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(交付金の経理)

第15条 交付事業者は、交付金事業について、ほかの経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載する帳簿を備え、交付金の使途を明らかにしなければならない。

2 交付事業者は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 交付事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記第10号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(災害等の報告)

第16条 交付事業者は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。）が発生し、

又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を別記第11号様式により速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

2 前項の報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。また、交付事業者は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

3 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた交付事業者は、速やかに知事に連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から20日以内に、知事に前項の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

4 交付事業者は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに別記第11号様式により、知事に報告するものとする。知事は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長等に報告するものとする。

（事業評価）

第17条 交付事業者は、事業が完了した翌年度から、原則として3年間の事業達成状況を把握する期間（以下「評価期間」という。）を確保するとともに、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、評価結果を別記第12号様式により、知事に報告するものとする。

2 知事は、報告のあった事業評価を確認し、目標の達成状況が低調な場合は、交付事業者に対して重点的な指導・助言を行った上、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

3 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。

4 1の報告は、評価期間の終了直後の9月20日までにを行うものとする。

なお、評価期間中に5に示す達成状況を満たす場合は、評価開始から3年目の9月20日までに評価結果を報告できるものとする。

5 2の目標の達成状況が低調な場合とは、「事業によって策定した計画に基づく情報

通信施設の整備が行われていない又は行われる見込みが低い場合」とする。

(グリーン購入)

第18条 交付事業者は、交付金事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第19条 交付金事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条第3項、第14条から第17条まで及び第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

事業内容	<p>(1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討</p> <p>(2) (1) の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む。）</p> <p>(3) 専門家の派遣及びワークショップ</p> <p>(4) 整備計画の策定</p>																							
交付対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 741 651 792">区分</th> <th data-bbox="651 741 1420 792">経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 792 651 1084">ア 報酬</td> <td data-bbox="651 792 1420 1084">委員手当及び日々雇用される事務補助員、技術補助員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する職である者（以下「特別職非常勤」という。）及び第22条の2に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）をいう。）に対する報酬</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1084 651 1274">イ 給料</td> <td data-bbox="651 1084 1420 1274">日々雇用される事務職員、技術補助員等（会計年度任用職員及び地方公務員法第22条の3第1項又は第4項の規定により任用された者（以下「臨時的任用職員」という。）をいう。以下同じ。）に対する給料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1274 651 1368">ウ 職員手当等</td> <td data-bbox="651 1274 1420 1368">日々雇用される事務職員、技術補助員等に対する職員手当等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1368 651 1417">エ 報償費</td> <td data-bbox="651 1368 1420 1417">謝金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1417 651 1512">オ 旅費</td> <td data-bbox="651 1417 1420 1512">普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1512 651 1749">カ 需用費</td> <td data-bbox="651 1512 1420 1749">消耗品費、車両燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費、修繕費等（なお、食糧費の取扱いは、公共事業の補助事業における食糧費の用途等について（平成7年11月20日付け7経第1740号農林水産事務次官依命通知）に基づくものとする。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1749 651 1798">キ 役務費</td> <td data-bbox="651 1749 1420 1798">通信運搬費、手数料等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1798 651 1848">ク 委託料</td> <td data-bbox="651 1798 1420 1848">調査等に係る委託料等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1848 651 1942">ケ 使用料及び賃借料</td> <td data-bbox="651 1848 1420 1942">会議室、土地建物、貨客兼用自動車、調査に係る機械器具等の賃料及び損料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1942 651 1975">コ 物品・備品</td> <td data-bbox="651 1942 1420 1975">事業の実施に必要な物品、事業用備品等の購入費（原</td> </tr> </tbody> </table>		区分	経費	ア 報酬	委員手当及び日々雇用される事務補助員、技術補助員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する職である者（以下「特別職非常勤」という。）及び第22条の2に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）をいう。）に対する報酬	イ 給料	日々雇用される事務職員、技術補助員等（会計年度任用職員及び地方公務員法第22条の3第1項又は第4項の規定により任用された者（以下「臨時的任用職員」という。）をいう。以下同じ。）に対する給料	ウ 職員手当等	日々雇用される事務職員、技術補助員等に対する職員手当等	エ 報償費	謝金	オ 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）	カ 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費、修繕費等（なお、食糧費の取扱いは、公共事業の補助事業における食糧費の用途等について（平成7年11月20日付け7経第1740号農林水産事務次官依命通知）に基づくものとする。）	キ 役務費	通信運搬費、手数料等	ク 委託料	調査等に係る委託料等	ケ 使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、調査に係る機械器具等の賃料及び損料	コ 物品・備品	事業の実施に必要な物品、事業用備品等の購入費（原
区分	経費																							
ア 報酬	委員手当及び日々雇用される事務補助員、技術補助員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する職である者（以下「特別職非常勤」という。）及び第22条の2に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）をいう。）に対する報酬																							
イ 給料	日々雇用される事務職員、技術補助員等（会計年度任用職員及び地方公務員法第22条の3第1項又は第4項の規定により任用された者（以下「臨時的任用職員」という。）をいう。以下同じ。）に対する給料																							
ウ 職員手当等	日々雇用される事務職員、技術補助員等に対する職員手当等																							
エ 報償費	謝金																							
オ 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）																							
カ 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費、修繕費等（なお、食糧費の取扱いは、公共事業の補助事業における食糧費の用途等について（平成7年11月20日付け7経第1740号農林水産事務次官依命通知）に基づくものとする。）																							
キ 役務費	通信運搬費、手数料等																							
ク 委託料	調査等に係る委託料等																							
ケ 使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、調査に係る機械器具等の賃料及び損料																							
コ 物品・備品	事業の実施に必要な物品、事業用備品等の購入費（原																							

	<p>購入費</p> <p>サ 共済費</p> <p>シ 調査試験費</p>	<p>則、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。)</p> <p>給料が支弁される者に係る共済組合負担金、保険料</p> <p>調査試験・研修等のための技術指導費、調査試験記帳手当、資材・原材料費、構築物設置費等</p>
事業実施主体	市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業者の組織する団体又は地方公共団体等が出資する法人若しくは地域協議会	
交付率	定額	
交付要件	農山漁村振興推進計画を策定していること。	